

漁業法（昭和27年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、徳島県漁業調整規則（昭和40年2月10日徳島県規則第5号）第3条第1項第7号に掲げる刺網漁業につき、徳島県漁業調整規則第10条第1項に基づき、制限措置並びに申請期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数 | 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 | 漁業を営む者の資格 |
|---|---------|--------------------|----------------|-----------------------|----------------------|--------------------|------------|
| 1 | 錨止め刺網漁業 | 共同漁業権共第42・44号の漁場区域 | 5月1日から10月31日 | 許可証に記載されている推進機関の馬力数以内 | 許可証に記載されている船舶の総トン数以内 | 5 | 県内に住所を有する者 |
| 2 | 錨止め刺網漁業 | 区画漁業権区第71号の漁場区域 | 5月1日から10月31日まで | 許可証に記載されている推進機関の馬力数以内 | 許可証に記載されている船舶の総トン数以内 | 2 | 県内に住所を有する者 |
| 3 | きす刺網漁業 | 共同漁業権共第42・44号の漁場区域 | 5月1日から10月31日まで | 許可証に記載されている推進機関の馬力数以内 | 許可証に記載されている船舶の総トン数以内 | 5 | 県内に住所を有する者 |
| 4 | きす刺網漁業 | 操業区域の1 | 5月1日から10月31日まで | 許可証に記載されている推進機関の馬力数以内 | 許可証に記載されている船舶の総トン数以内 | 3 | 県内に住所を有する者 |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- 1 錨止め刺網漁業（共同漁業権共第42・44号の漁場区域）
令和8年8月1日から同年9月1日まで
- 2 錨止め刺網漁業（区画漁業権区第71号の漁場区域）
令和8年8月1日から同年9月1日まで
- 3 きす刺網漁業（共同漁業権共第42・44号の漁場区域）
令和8年8月1日から同年9月1日まで
- 4 きす刺網漁業（操業区域の1）
令和8年8月1日から同年9月1日まで

別記 操業区域

- 1 共同漁業権共第43号の漁場区域及び次のロ、ハ、ニ、ホ、へ及びトの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
 - イ 徳島市北沖洲吉野川右岸堤防突堤
 - ロ イから107度、870メートルの点
 - ハ イから107度、1,200メートルの点
 - ニ イから146度、1,325メートルの点
 - ホ イから151度、1,175メートルの点
 - へ イから143度30分、1,075メートルの点
 - ト イから145度30分、1,020メートルの点